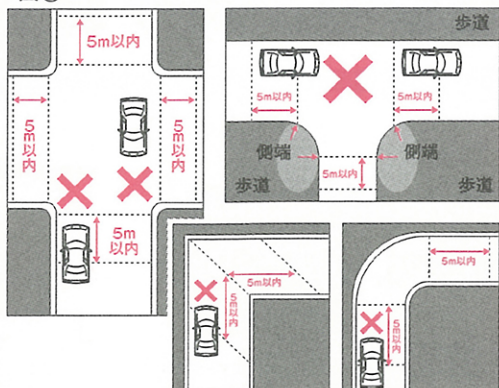


駐車違反となる場所・駐車方法

図①

- 交差点、およびその道端から5メートル以内の部分
- 道路のまがり角から5メートル以内の部分

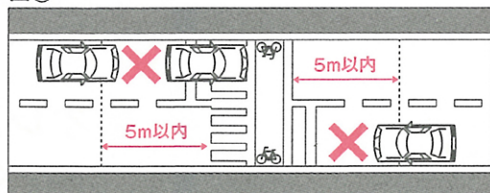
図①



図②

- 横断歩道または自転車横断帯、およびそれらの前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分

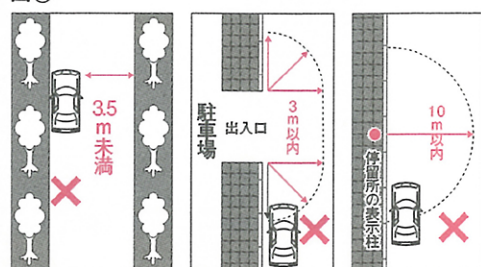
図②



図③

- バス停の標示柱の位置から10メートル以内の部分（運行時間中に限る）
- 駐車場、車庫などの自動車用出入口から3メートル以内の部分
- 車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場所

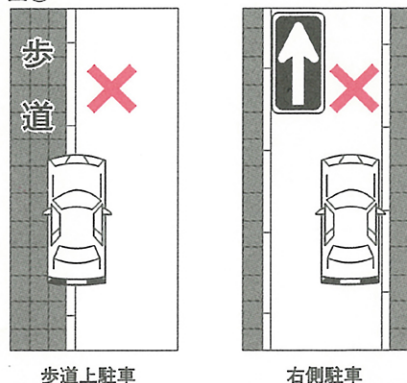
図③



図④

- 道路上の左側端に沿わない駐車（右側駐車・歩道上駐車・二重駐車・斜め駐車）

図④



この他にも駐車違反となる場所や
駐車の方法があります。

〈保管場所法違反〉

- 道路上の場所を自動車の保管場所（車庫代わり）として使用する。
- 道路上の同じ場所に引き続き12時間以上駐車する。
- 夜間（日没時から日出時までの時間）に道路の同じ場所に引き続き8時間以上駐車する。

ルールを守って 安心安全のまちづくり

ご協力をお願いいたします